

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（案）について（報告）

第183回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（案）の概要

1. 改正の観点

- 安衛法等一部改正法（令和7年法律第33号）により、既存の労働災害防止対策に労働者と同じ場所で就業する個人事業者等をも取り込み、労働者のみならず、個人事業者等による災害の防止を図る観点から、以下の見直しが行われたことに伴い、項ずれが生じた条項を引用する告示の規定を改正するもの。

【構造規格又は安全装置を具備しない機械等の使用禁止】

改正法第42条第1項の機械等について、以下の措置を規定

- ①事業者は構造規格又は安全装置を具備しなければ、労働者に使用させてはならない
- ②個人事業者等は労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合には、同様に構造規格又は安全装置を具備しない機械を使用してはならない

2. 改正案の概要

- **労働安全衛生法第42条の規定に基づく厚生労働大臣が定める規格又は安全装置（昭和47年労働省告示第77号）の改正**
 - ・ 今回の法改正により、法第42条第2項及び第3項が新設されたことに伴い、法第42条を引用していた規定について、法第42条第1項を引用する改正を行う。
- **その他所要の改正**

3. 適用期日等

公布日：令和8年3月（予定）

適用期日：令和9年4月1日